

○笛吹市水道事業給水条例

平成18年6月26日

条例第59号

改正 平成19年3月20日条例第3号

平成19年12月20日条例第36号

平成21年3月23日条例第6号

平成26年3月13日条例第2号

平成29年12月27日条例第31号

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第9条—第17条)

第3章 給水(第18条—第25条)

第4章 料金及び手数料(第26条—第36条)

第5章 管理及び取締り(第37条—第42条)

第6章 貯水槽水道(第43条・第44条)

第7章 補則(第45条)

第8章 罰則(第46条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、笛吹市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、笛吹市水道事業の設置等に関する条例(平成16年笛吹市条例第177号)第2条第2項に定めるところによる。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 一般用 給水を一般家庭、官公署、学校、病院及び営業において使用するもの並びに次号及び第4号に属さないものにおいて使用するものをいう。
- (3) 浴場営業用 給水を直接公衆浴場に使用するものをいう。
- (4) プール用 給水を直接プールに使用するものをいう。

(5) 定例日 料金算定の基準日として、あらかじめ水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定めた日をいう。

(給水装置の種類等)

第4条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共同で使用するもの
- (3) 消火栓 公設又は私設のものであって、消防の用に供するものをいう。

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき又は管理者が必要であると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(総代理人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水管を共用するとき。
- (2) 共用の給水装置を使用するとき。
- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の総代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

3 総代理人は、給水装置の保管、給水の取締り及び料金の徴収についてその責めを負わなければならない。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他の従業者の行為について、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置の使用人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な措置を管理者に請求しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求がない場合においても、必要と認めたときは、修繕その他必要な措置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者の認定によってこれを徴収しないことができる。

4 管理者は、道路工事その他の事由により給水装置を改造し、移転し、又は撤去する必要があると認めるときは、使用者の申請を待たないでこれを行うことができる。この場合に要した費用は、その工事を行う必要を生じさせた者の負担とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第9条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 第1項の新設申込者は、申込みの際、次に掲げる負担金に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額を市に納付しなければならない。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	200,000円
25ミリメートル	350,000円
30ミリメートル	550,000円
40ミリメートル	850,000円
50ミリメートル	1,250,000円
75ミリメートル	3,000,000円

4 メーターの口径を変更する場合の負担金は、新たに申し込むメーターの口径による負担金の額から変更前のメーターの口径の金額を差し引いた額とする。ただし、その額が変更前の額を下回るときは還付しない。

(新設等の費用負担)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市において費用を負担することができる。

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(配水管の布設)

第12条 管理者が定める地域において、公道内に配水管が布設していない箇所
で給水を受けようとするときは、その工事費を負担し、工事しゅん工後に管
理者の工事検査を受け、かつ、公道内の配水管の施設を無償で市に提供しな
ければならない。

(工事費の算出方法)

第13条 市が施行する給水装置の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を
加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事施行における工作物等の損害)

第14条 市が工事を行う場合において、申込者の所有又は占有に係る工作物等
に損害を与えた場合においても、市はその責めを負わない。ただし、重大な
過失があったときは、この限りでない。給水装置が壊れたことにより生じた
損害についても、同様とする。

(工事費の予納等)

第15条 市において給水装置の工事を施行するときは、申込みの際、設計費の
概算額を予納しなければならない。ただし、新設工事費の概算額は、申請に
より3分の1以上を予納し、残額は工事完了後3月以内の分納を許可すること
ができる。

2 前項の予納金を指定期限内に納入しないときは、工事の申込みを取り消した
ものとみなす。

3 第1項の概算額は、施行後これを清算し過不足があるときは、これを還付し、
又は追徴する。ただし、設計後工事取消しの申込みがあったときにおける設
計費の概算額については、この限りでない。

4 第1項ただし書の分納工事費を指定期限内に納入しないときは、給水装置を
撤去することがある。この場合において、既納工事費が材料価格の減損及び

工事に要した費用から材料費を差し引いた額並びに撤去費用の合計額に過不足があるときは、還付し、又は追徴する。

- 5 市が施行した給水装置は、その工事費を完納するまで市が当該装置の所有権を保有する。
- 6 申込者の責めに帰すべき事由により工事を中止した場合は、これに要した費用を徴収する。
- 7 官公署、官公立の学校及び病院等の工事費については、第1項の規定にかかわらず、予納しないことができる。
- 8 修繕に要した費用は、第1項の規定にかかわらず、施行後徴収する。

(工事上の不備)

第16条 市が施行した給水装置の工事完了後3月以内に工事上の不備のため故障を生じたときは、市がこれを修繕し、その費用は市が負担する。

(給水装置の変更)

第17条 配水管の移転その他の事由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくとも市は当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第19条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道メーターの設置)

第20条 給水量は、市水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市が定める。ただし、私設消火栓には、メーターを設置しないことができる。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは市が設置し、給水装置の所有者又は使用者に貸与し、保管させる。

- 2 メーターの貸与を受けた保管者は、善良な管理及び注意をもって、メーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第22条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止するとき。
 - (2) 消火演習に使用するとき。
 - (3) 臨時用に使用するとき。
- 2 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに届けなければならない。
 - (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用する時。
 - (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
 - (3) 代理人又は総代人に変更があったとき。
 - (4) 給水装置の所有権の変更があったとき。
 - (5) 共用給水装置の使用戸数又は箇所数に異動があったとき。
 - (6) 給水装置が破損し、若しくは滅失し、又は損耗等により漏水したとき。
 - (7) 消火に使用したとき。
 - (8) 火災その他により私設消火栓(メーターの設備があるものを除く。)を使用したとき。

(消火栓の使用)

第23条 公設又は私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を火災の場合において消防のため使用しようとするときは、所有者はこれを拒むことはできない。
- 3 消火栓を演習に使用しようとするときは、2日前までに管理者に届け出て、当該職員立会いの上、これを使用しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 給水装置の機能又は供給する水の水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市がこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査を行う場合、特別の費用を要するときは、その費用を徴収する。
 (水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、善良な管理及び注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 水道料金は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯して、その納付義務を負担するものとする。

(料金)

第27条 料金は、第1号から第3号までの表に定めるところにより算定した基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金

基本水量	基本料金(2月につき)
20立方メートル	2,244円

(2) 超過料金

水量区分(2月につき)	料金(1立方メートルにつき)
21立方メートルから50立方メートルまで	137円
51立方メートルから100立方メートルまで	162円
101立方メートル以上	187円

(3) メーター使用料

メーターの口径	2月の使用料
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	220円
25ミリメートル	300円
30ミリメートル	500円
40ミリメートル	1,000円
50ミリメートル	2,000円

75ミリメートル

3,000円

2 前項第2号の規定にかかわらず、浴場営業用及び給水に関し管理者が認めるものに係る超過料金は、1立方メートルにつき99円とする。

(料金の算定)

第28条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合、使用水量は、各月均等とみなす。

2 管理者は、やむを得ない事由があるときは、前項の定例日を変更することができる。

(水量の認定)

第29条 管理者は、メーターに異状があったとき、その他使用水量が不明のときは、使用水量を認定することができる。

2 前項の使用水量は、その他の事情を考慮し認定する。

(特別の場合における料金の算定)

第30条 水道の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合の基本料金及びメーター使用料は、次のとおりとする。

(1) 給水を開始した場合において、次回定例日までの給水日数が30日以下のときは1月分、30日を超えるときは2月分

(2) 給水を廃止し、又は中止した場合において、前回定例日からの給水日数が30日以下のときは1月分、30日を超えるときは2月分

(料金の前納)

第31条 管理者は、臨時給水であるとき、その他必要があると認めたときは、給水装置の使用申込みの際、必要と認める料金を前納させることができる。

2 使用者は、給水料金及びメーター使用料を概算予納することができる。

3 前2項の料金は、その額が確定した都度清算するものとする。

(料金の誤り)

第32条 料金に誤りがあったときは、その過不足について、これを発見した日の属する月の翌月以降の料金において清算することができる。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、隔月に徴収する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者はこれを変更することができる。

2 料金及び督促手数料の徴収は、預金口座振替によるものとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

3 前項に掲げる以外の徴収は、振込み又は窓口収納によるものとする。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。

- (1) 第11条第1項の指定給水装置工事事業者の指定に係る申請手数料 1件につき10,000円(ただし、指定に係る指定証再交付の場合5,000円)
 - (2) 第11条第2項の設計審査手数料 1件につき5,000円(ただし、集合住宅等に係る複数メーター設置の場合、その個々のメーター設置1個当たり一申請手数料とする。)
 - (3) 第11条第2項の工事完成検査手数料 検査1回ごと1件(市のメーター設置1個当たり)につき5,000円
 - (4) 第12条の配水管工事完成検査手数料 1回につき20,000円
 - (5) 分水工事立会手数料 1件につき5,000円
 - (6) 開栓手数料 1件につき1,000円
 - (7) 給水装置工事許可書の交付手数料 1件につき500円
 - (8) 管路図の写し交付手数料 1枚につき300円
 - (9) 給水工事台帳図の写し交付手数料 1枚につき300円
 - (10) しゅん工図等の写し交付手数料 1枚につき300円
- 2 前項に該当するもののほか、管理者が特に必要と認めるものについては、別に実費を徴収する。
- 3 前2項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。
(料金、手数料等の軽減又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるものについては、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により軽減し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金及び加入加算金
 - (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
 - (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別な理由があると認めたもの
(料金債権の放棄)

第35条の2 管理者は、料金に係る債権について消滅時効が完成したとき、その他必要があると認めたときは、これを放棄することができる。
(督促)

第36条 料金及び工事費その他の費用を期限内に納付しない場合は、管理者は督促状を發し、これを督促しなければならない。この場合の納期限は、督促状を發した日から15日以内とする。

第5章 管理及び取締り

(検査及び費用負担)

第37条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、給水装置の所有者の負担とする。

(停水処分及び損害賠償)

第38条 次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓が汚染されるおそれのある器物又は施設と連絡し、使用する場合等において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。
- (5) 共用栓のかぎを他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はかぎ以外のものを用いてこれを使用したとき。
- (6) 給水の休止又は停止中、止水栓若しくは制水弁を開栓し、又は封印を破棄したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例に違反し、又は虚偽の届出等をしたとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、この条例により納付すべき料金、加入金、手数料又は工事費を期限内に納入しないときは、完納するまで給水装置を切離すことができる。

(給水管の切断)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在不明、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(共同栓に関する処置)

第41条 共同栓の使用者に違反行為があり、管理者が前2条に定める処分を行う場合において、他の使用者は、これに対して異議を申し立てることができない。

(水道職員の家屋等への立入り)

第42条 水道職員は、給水用具の検査その他給水状況の調査又は職員として正当な行為をするため、使用者の家屋等に立ち入ることができる。この場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第43条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

(料金等を免れた者に対する過料)

第46条 詐欺その他不正の行為により料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 石和町水道事業給水条例(昭和49年石和町条例第30号)
- (2) 御坂町水道事業給水条例(昭和59年御坂町条例第8号)
- (3) 一宮町水道事業給水条例(平成10年一宮町条例第3号)
- (4) 八代町水道給水条例(平成10年八代町条例第1号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、石和町水道事業給水条例、御坂町水道事業給水条例、一宮町水道事業給水条例又は八代町水道給水条例(以下これらを「廃止前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第9条第3項の負担金及び第34条第1項各号の手数料については、平成18年10月1日以後の申込みに係る負担金及び手数料について適用し、同日前の申込みに係る負担金及び手数料については、なお廃止前の条例の例による。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお廃止前の条例の例による。

附 則(平成19年3月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月20日条例第36号)

改正 平成21年3月23日条例第6号

この条例は、笛吹市水道事業認可の日から施行する。ただし、第2条中第27条の改正規定及び別表第2の改正規定(同表を別表とする部分を除く。)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の笛吹市水道事業給水条例(以下「新水道条例」という。)第27条の規定及び第2条の規定による改正後の笛吹市簡易水道事業給水条例(以下「新簡易水道条例」という。)第6条及び別表の規定(境川町水道を除く。)は、平成21年11月1日以後に行う水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行う水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 境川町水道に係る新水道条例第27条の規定及び新簡易水道条例第6条及び別

表の規定は、平成22年5月1日以後に行う水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行う水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

(笛吹市水道事業の設置等に関する条例及び笛吹市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 笛吹市水道事業の設置等に関する条例及び笛吹市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成19年笛吹市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年3月13日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月27日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の笛吹市水道事業供給条例第27条及び第30条の規定は、この条例の施行の日以後の使用水量から適用し、同日前に使用した使用水量は、なお従前の例による。この場合において、算定期間の使用水量は、各日均等に使用したものとみなし、その料金を計算するものとする。